News Release

平成24年3月13日 消 費 者 庁

国内で取扱いの少ない「外国通貨の両替」の勧誘に関する注意喚起

国内で取扱いの少ない「外国通貨の両替」の勧誘を巡るトラブルについて、多数の相 談が、各地の消費生活センターに寄せられています。

消費者庁が調査したところ、特定の法人の事例について、不適切な勧誘行為(消費者事故等)を確認しました。

このため、当庁は、消費者安全法(平成21年法律第50号)第15条第1項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様に注意を呼びかけます。

このたび、不適切な勧誘行為を行っていたことを確認した事業者は、「株式会社EXパートナー」及び「合同会社SIコーポレーション」の2社(以下単に「2社」といいます。)です。

(注意喚起の要旨)

- 2社は、外国通貨(スーダンポンド及びアフガニスタンアフガニ)への両替を利殖 名目で消費者に勧誘していますが、その際、2社が適用する両替用のレートについて、 当庁が調査したところ、外国為替市場での水準に比べて80倍から100倍になりまし た。一定の手数料がかかることを考慮しても、消費者にとって極めて割高になってい ます。
- 2社が取り扱う外国通貨は、日本国内の主要な銀行では、消費者への両替サービスが行われていません。そのため、仮に、当該通貨に両替した消費者が、日本円に再度両替しようとしても容易ではありません。
- 国内で取扱いの少ない外国通貨の両替について、両替時に適用されるレートの合理 的な根拠や日本円へ再両替する方法を具体的に確認できない場合は、契約をしてはい けません。
- 2社とは別の事業者を名乗る者が「両替業者の勧誘に応じて両替してくれれば、その外国通貨を高値で買い取るので、代わりに両替して欲しい」等と持ちかける「劇場型」の事例が多数あります。しかし、実際に買取りが行われた事例を、当庁は1件も確認していません。「劇場型」の勧誘には、決して応じないようにしましょう。

本件に関する問合せ先

消費者庁 消費者政策課

消費者事故対応室

TEL:03(3507)9187(直通)

国内で取扱いの少ない「外国通貨の両替」の勧誘に関する注意喚起

1. 国内で取扱いの少ない「外国通貨の両替」の勧誘を巡るトラブルの状況

国内で取扱いの少ない「外国通貨の両替」の勧誘を巡るトラブルについて、多数の相談が、各地の消費生活センターに寄せられています。

消費者庁が調査したところ、特定の法人の事例について、不適切な勧誘行為(消費者事故等)を確認しました。

このため、当庁は、消費者安全法(平成21年法律第50号)第15条第1項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様に注意を呼びかけます。

2. 具体的な勧誘事例(詳細は「参考資料」)

事例 1 - 1

(1)消費者宅に株式会社EXパートナー(以下「EXパートナー」という。)から「SUDAN POUND EXCHANGE」と題されたパンフレット、「両替申込書」等が届いた。

パンフレットには

- ・「資源が豊富なスーダン共和国に一早くから注目し、スーダンポンドを販売する こととなりました。」
- ・「現代のスーダンポンド共和国を考えると、スーダンポンドの価値はこれから上 昇する事が十分に期待出来ます。また、スーダンの発展を願う意味でもスーダ ンポンドへの投資は意味のある事ではないでしょうか。」
- 「スーダンポンドへの両替」

等と記載されていた。

「両替申込書」には

- ・「スーダン・ポンド両替」
- ・「本申込書記載事項を承認の上、両替申込を致します。」

等と記載されていた。

- (2) EXパートナーとは別の業者を名乗る者(以下「買取業者A」という。)から消費者に電話があり、「かつて、消費者が詐欺的商法により受けた被害の回復を行う代わりに、もうかるものだから、スーダンポンドに両替して、譲って欲しい。日本円で1口30万円をスーダンポンドに両替してくれれば、40万円で買い取る。両替を行うとスーダンのためになる。」と言った。
- (3) 消費者は、パンフレット等を見た時からスーダンの役に立ちたいと思っており、 両替するための日本円を工面できる当てもあったため、買取業者Aに、お金を工面 できれば取引を行う旨を伝えた。
- (4) 消費者は、EXパートナーに両替申込書をファクスで送った。その後、両替のた

めの費用を工面できなくなったため、消費者は、EXパートナーに解約を申し出たが、断られ、「とりあえず少しでもお金を払え。」と言われたため、EXパートナーの口座にお金を振り込んだ。その後、EXパートナーからは、追加で残金を支払うようにしつこく電話がかかってきているが、消費者は断った。

事例 1 - 2

(1) 消費者宅にEXパートナーから「SUDAN POUND EXCHANGE」と題されたパンフレット、「両替申込書」等が届いた。

パンフレットには

- ・「資源が豊富なスーダン共和国に一早くから注目し、スーダンポンドを販売する こととなりました。」
- ・「現代のスーダンポンド共和国を考えると、スーダンポンドの価値はこれから上 昇する事が十分に期待出来ます。また、スーダンの発展を願う意味でもスーダ ンポンドへの投資は意味のある事ではないでしょうか。」
- 「スーダンポンドへの両替」

等と記載されていた。

「両替申込書」には

- 「スーダン・ポンド両替」
- ・「本申込書記載事項を承認の上、上記の両替を申し込み致します。」 等と記載されていた。
- (2) EXパートナーとは別の業者を名乗る者(以下「買取業者B」という。)から消費者に電話があり、「EXパートナーからパンフレットは届いていないか。1口 15万円をスーダンポンドに両替してくれたら 28 万円で買い取る。代金を出すので代わりに購入してくれ。」と言われた。
- (3) 消費者は、EXパートナーに電話をして、両替の申込みをし、併せて振込予定日 (買取業者Bが消費者の口座に代金を振り込む日)を伝えた。しかし、その振込予 定日になると、買取業者Bの都合で、消費者に代金が振り込まれなかったため、消 費者は、EXパートナーに電話をして、振込みを待って欲しい旨を伝えたが、EX パートナーから「キャンセルはできないので、少しでも良いので支払いをしてくれ。」 と言われ、申込金の一部を振り込んだ。
- (4) EXパートナーから消費者に購入した分のスーダンポンド紙幣が届いた。

事例2-1

(1)消費者宅に合同会社SIコーポレーション(以下「SIコーポレーション」という。)から「アフガニスタン・アフガニ AFN両替のご案内 ~和平の実現と豊富な資源により劇的な経済発展を遂げる国~」と題されたパンフレット、「アフガニ(AFN)両替申込書」が届いた。

パンフレットには

・「アフガニスタン復興のシンボル新[アフガニ]両替のご案内」

- ・「アフガニスタン・イスラム共和国では、タリバン支配の内戦時に使用された旧 紙幣(AFA)を2002年に廃止して新紙幣(AFN)に切り替えて順調に復興の 道を歩んでいます。」
- ・「世界一の経済成長の可能性を秘めた国アフガニスタン 貨幣価値が低い今こそ が最高のチャンスです。」

等と記載されていた。

「アフガニ(AFN)両替申込書」には

- ・「本申込書記載事項を承認の上、上記の両替を申込致します」 等と記載されていた。
- (2) S I コーポレーションとは別の業者を名乗る者(以下「買取業者 C」という。) から消費者に電話があり、「アフガニ両替申込みのパンフレットは届いているか。 (消費者が居住する) 市内 49 人限定で案内している。1000 アフガニを 1 ロ 13 万円で買ってくれれば、3.5 倍で買い取る。元本保証。届いたら電話して。」と言われた。その後、再び買取業者 C から消費者に電話があり、「アフガニは元本保証されるし、1 ロ 49 万 5 千円で買い取る。」と言われた。
- (3) 消費者は、SIコーポレーションに電話をして、両替を申し込み、SIコーポレーションが指定した別の事業者名の口座に振り込んだ。
- (4) 買取予定日の前日、買取業者 Cから消費者に取引の日を変更する旨の連絡があった。その後、買取業者 Cと別の事業者を名乗る者からも複数回電話があり、以降二度にわたり、消費者は、SIコーポレーションに電話で両替を申し込み、申込金を振り込んだ。
- (5) S I コーポレーションから消費者にアフガニ紙幣が届いた。その後、買取業者 C 等によるアフガニ貨幣の買取りは行われていない。

事例 2 - 2

(1)消費者宅にSIコーポレーションから「アフガニスタン・アフガニ AFN両替 のご案内 ~和平の実現と豊富な資源により劇的な経済発展を遂げる国~」と題されたパンフレット、「アフガニ(AFN)両替申込書」が届いた。

パンフレットには

- ・「アフガニスタン復興のシンボル新[アフガニ]両替のご案内」
- ・「アフガニスタン・イスラム共和国では、タリバン支配の内戦時に使用された旧 紙幣(AFA)を2002年に廃止して新紙幣(AFN)に切り替えて順調に復興の 道を歩んでいます。」
- ・「世界一の経済成長の可能性を秘めた国アフガニスタン 貨幣価値が低い今こそ が最高のチャンスです。」

等と記載されていた。

「アフガニ(AFN)両替申込書」には

・「本申込書記載事項を承認の上、上記の両替を申込致します」 等と記載されていた。

- (2)後日、消費者宅にSIコーポレーションとは別の業者を名乗る複数の者から「封書が届いていないか。」と電話が入り、特に、買取業者Dから頻繁に電話があり、アフガニの有利性を聞かされ、購入を勧められた。また、消費者は買取業者Dから「アフガニ紙幣を日本円に両替する際は、高額で買い取る。」と言われた。
- (3)消費者は、買取業者 Dから「アフガニ両替は当初 1 口 13 万円だったが、消費者 が躊躇している間に、15 万 6 千円に値上がりした。消費者は早く購入すべきだ。」 と言われ、消費者は S I コーポレーションに両替の申込みをした。
- (4)消費者は、申込金全額の工面は困難であったため、買取業者 D に相談すると、「とりあえず半分だけでも振り込んでください。」と言われた。消費者は、買取業者 D が指定する口座に申込金の一部を振り込んだ。
- (5) SIコーポレーションから消費者宅にアフガニ紙幣が郵送されてきた。
- (6) 買取業者Dの担当から電話があり、「申込金の一部を消費者が支払えば、残りは 自分が工面する。」と言われ、消費者は、買取業者D指定の口座に、指定された金 額を振り込んだ。
- (7) 買取業者Dの担当から電話があり、「買取価格は1口25万円。今日、現金持参で、2名で消費者宅に行く。」と言われたが、その後、再度、買取業者Dから電話があり、「急な事情ができたため、いつ買取りできるか分からない。」と言われた。その後、買取業者Dによるアフガニ貨幣の買取りは行われていない。
- (参考) 商業・法人登記による前記2社の概要は以下のとおり(平成23年11月中旬の登記情報提供サービスの「商業・法人登記情報」による)。

株式会社EXパートナー

商号	株式会社EXパートナー
本店	東京都中央区日本橋兜町5番1号METLIFE兜町ビル3F
会社成立の年月日	平成23年8月10日
資本金の額	金300万円
代表取締役	立花 健作

合同会社SIコーポレーション

商号	合同会社SIコーポレーション
本店	東京都杉並区和田三丁目7番12号東高円寺ハイツ105号
会社成立の年月日	平成23年8月29日
資本金の額	金500万円
代表社員	髙本 実仁

3. これら事例の問題点

◎ 2社は、それぞれ消費者にパンフレット等の資料を送付して、外国通貨(スーダンポンド及びアフガニスタンアフガニ)への両替を利殖名目で勧誘しています。しかし、2社が適用する両替用のレートについて、当庁が調査したところ、外国為替相場での為替水準に比べて80倍から100倍になりました。事業者による両替業務には、一定の手数料がかかることを考慮しても、消費者にとって極めて割高(注)になっています。それにもかかわらず、2社は、この事実を勧誘資料等で消費者に説明していません。

(注) 2社が申込書で示していた両替用のレート

	(A) 2社が示したレート	(B)参考レート(※)	(A) / (B)
スーダンポンド (50 単位)	15 万円(固定)	約 1, 500 円	約 100 倍
アフガニスタンアフガニ (1,000単位)	13 万円(固定)	約 1, 700 円	約 80 倍

- (※) 金融情報サービス会社が提供している当該通貨のレートで日本円に換算した額 (平成24年3月12日)
- ◎ 主要な銀行では、当該通貨についての両替サービスが消費者に提供されていないため、仮に、当該通貨を購入した消費者が、日本円に再度両替しようとしても容易ではなく、期待したタイミングや方法で両替できない可能性があります。なお、2社が日本円への再両替に応じた事例を、当庁は確認していません。

4. 消費者へのアドバイス

- ◎ 2社が扱う外国通貨の両替用のレートは、消費者にとって極めて割高であるため、 当該レートで両替した消費者が、将来、仮に何らかの手段で日本円に再両替できたと しても、期待される程の価値にはならない可能性が大きいと言えます。2社から 「SUDAN POUND EXCHANGE」等の勧誘資料が送付されても、応じないようにしましょう。
- ◎ スーダンポンド、アフガニスタンアフガニ等、国内で取扱いの少ない外国通貨の両替について勧誘されても、両替時に適用されるレートの合理的な根拠や日本円への再両替の方法を具体的に確認できない場合は、契約してはいけません。
- ◎ 2社以外の別の事業者を名乗る者が「両替業者の勧誘に応じて両替してくれれば、その外国通貨を高値で買い取るので、代わりに両替して欲しい」等と持ちかける「劇場型」の事例が多数あります。しかしながら、このような場合に実際に買取りが行われた事例を、当庁は、1件も確認していません。「劇場型」の勧誘には、決して応じないようにしましょう。

- ◎ 不審に思った場合や、断ってもしつこく勧誘される場合等は、すぐに消費生活センターや警察に相談しましょう。
 - ●各地の消費生活センター、消費生活相談窓口(消費者ホットライン) 電話 0570-064-370
 - ●警察(警察安全相談窓口) 電話 #9110
- ◎ この文書は、現時点で不適切な勧誘行為等を確認できた事例について、具体的な業者の名前を挙げ注意を呼びかけるものであり、この注意喚起で名を挙げていない事業者による勧誘について問題がないことを示すものではありません。国内で取扱いの少ない「外国通貨の両替」に関し、他の事業者からこの注意喚起で紹介した事例と類似した勧誘があった場合も、前記各アドバイスを参考としながら慎重に対応してください。
- ◎ 本件に限らず、消費者が一度、悪質な事業者による勧誘による被害を受けると、その後も「別の事業者」を名乗る者から別の投資話などの勧誘(過去の被害の回復を装うものを含みます)があり、また応じてしまうことで、さらに被害を拡大させてしまう場合も見られます。事業者の勧誘を鵜呑みにせず、家族、消費生活センター、警察等に相談し、被害を繰り返すことのないようにすることが大切です。絶対に儲かる甘い話はありません。

(以 上)

EXパートナーによる勧誘資料の詳細(事例1-1)

- <「SUDAN POUND EXCHANGE」と題するパンフレットの記載概要(抜粋)>
- ・資源が豊富なスーダン共和国に一早くから注目し、スーダンポンドを販売することとなりました。
- ・将来的な価値

現代のスーダンポンド共和国を考えると、スーダンポンドの価値はこれから上 昇する事が十分に期待出来ます。また、スーダンの発展を願う意味でもスーダン ポンドへの投資は意味のある事ではないでしょうか。

- ・スーダンポンドが注目される5つのポイント! アフリカ第3位の原油国! 急速に進む経済発展! 急ピッチで進む社会インフ ラの整備! 埋蔵されている地下資源! 肥沃な耕地に恵まれた農業!
- ・スーダンポンドへの両替

<「両替申込書」の記載概要(抜粋)>

- ・スーダン・ポンド両替
 - ・申込単位 1口 30万円(100ポンド)
- ・本申込書記載事項を承認の上、両替申込を致します。

EXパートナーによる勧誘資料の詳細(事例1-2)

< 「SUDAN POUND EXCHANGE」と題するパンフレットの記載概要(抜粋)> (事例 1 — 1 に同じ)

<「両替申込書」の記載概要(抜粋)>

- ・スーダン・ポンド両替
 - ・50 ポンド=1口 金15 万円
 - ・本申込書記載事項を承認の上、上記の両替を申し込み致します。

SIコーポレーションによる勧誘資料の詳細(事例2-1及び2-2)

<「アフガニスタン・アフガニ AFN両替のご案内 ~和平の実現と豊富な資源により 劇的な経済発展を遂げる国~」と題するパンフレットの記載概要(抜粋)>

・アフガニスタン復興のシンボル新 [アフガニ] 両替のご案内 アフガニスタン・イスラム共和国では、タリバン支配の内戦時に使用された旧紙 幣 (AFA) を 2002 年に廃止して新紙幣 (AFN) に切り替えて順調に復興の道を歩んでいます。アフガニ (AFN) は現在において日本の銀行では取り扱いはされていません。

SIコーポレーションでは、現地において独自の入手ルートを開拓しました。これにより一般の皆様にも両替の機会を提供させて頂くことが可能となりました。この機会にアフガニ(AFN)の入手をご検討下さい。

・世界一の経済成長の可能性を秘めた国 アフガニスタン 貨幣価値が低い今こそが最高のチャンスです。

<「アフガニ(AFN)両替申込書」の記載概要(抜粋)>

- ・1ロ=1000 アフガニ 1 口あたり 13 万円
- ・本申込書記載事項を承認の上、上記の両替を申込致します